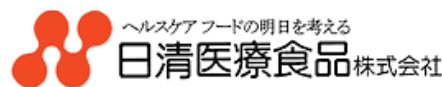


2019年6月13日

各位



問合せ先 総務部広報課 担当：神戸

連絡先 03-3287-3619

ベトナム人技能実習生 4 期生を 7 月 1 日より受入

6 月 12 日に歓迎会を本社にて実施

病院・介護福祉施設での給食サービスのリーディングカンパニーである日清医療食品株式会社（本社：東京都千代田区、社長：菅井正一 以下「日清医療食品」）は、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」）政府と日本政府が推進している外国人技能実習制度に 2016 年から協力し、本年 4 期生となるベトナム人技能実習生 19 名の受入れを決定いたしました。

7 月 1 日の受入れに先立ち、6 月 12 日に日清医療食品の本社等で歓迎会を実施いたしました。



※本社にて実施した歓迎会での記念写真

【実習生配属状況について】

	1期生			2期生	3期生	4期生	合計
	1年目	2年目以降	3号※4				
ヘルスケアフード サービスセンター岩槻	8名	4名※1	3名	5名	10名	2名	20名
ヘルスケアフード サービスセンター 名古屋	4名	2名※2	1名	4名	6名	1名	12名
ヘルスケアフード サービスセンター 九州			0名	4名	4名	0名	8名
ヘルスケアフード ファクトリー亀岡	0名	6名※3	6名	20名	55名	16名	97名
ヘルスケアフード サービスセンター京都			0名	0名	2名	0名	2名
合計	12名	12名 ¹	10名	33名	77名	19名	139名

※1・・・ヘルスケアフードサービスセンター岩槻 1年目配属の 8名のうち 4名はヘルスケアフードファクトリー亀岡に異動。

※2・・・ヘルスケアフードサービスセンター名古屋 1年目配属の 4名のうち 2名はヘルスケアフードファクトリー亀岡に異動。

※3・・・ヘルスケアフードファクトリー亀岡 1年目配属の 6名は※1、※2からの異動者。

※4・・・1期生（3号）のうち 10名は 6月末に一旦帰国し、再入国後、再度入社となる。

【在留資格について】

・技能実習 1号とは

技能実習の 1年目は「技能実習 1号」となり、企業単独型の 1年目「技能実習 1号イ」、団体監理方の 1年目は「技能実習 1号ロ」となります。

・技能実習 2号とは

2、3年目は「技能実習 2号」となり、企業単独型の 2、3年目は「技能実習 2号イ」、団体監理の 2、3年目は「技能実習 2号ロ」となります。

第 1号技能実習から第 2号技能実習へ移行するためには、技能実習生本人が所定の技能評価試験（学科と実技）に合格している必要があります。

・技能実習 3号とは

4、5年目は「技能実習 3号」となり、企業単独型の 4、5年目を「技能実習 3号イ」、監理団体型の 4、5年目を「技能実習 3号ロ」となります。

第 2号技能実習から第 3号技能実習へ移行するためには、技能実習生本人が所定の技能評価試験（実技）に合格している必要があります。

【歓迎セレモニー】

6月 12日、ベトナム人技能実習生 4期生 19名は日清医療食品の本社（東京・丸の内）を訪問し、歓迎会に参加。当社に勤務していただいている実習生の先輩が代表して日本語であいさつをし、4期生の代表者が今後の抱負などを語りました。その後、懇親会を行い、実習生と本社担当者が参加し交流を深めました。受入日までの間に研修施設にて日本での生活の心得や従事していただく業務や衛生面について学んでいただきます。

【歓迎会 菅井社長のコメント】

「初心を忘れず仕事に取り組み、健康管理には十分気を付けてください。そして、日本での生活を大いに楽しんで下さい」



※懇親会での風景

以上